

よくある質問

Q 1. 環境保全協定とはどんなものですか。

A 1. 環境保全協定は、藤岡市内の事業所等がその事業生産活動に伴って生ずる環境への負荷をある一定の環境基準内に保つとともに、環境への悪影響を未然に防止し、もって市民の健康を保護し、地域の生活環境に止まらず、地球環境の保全に貢献することを藤岡市との間で約束したものです。
この書面を「**環境保全協定書**」と言います。

Q 2. 環境保全協定は必ず結ばなければなりませんか。

A 2. 環境保全協定の締結は強制的なものではなく、事業所等の自発的な応答に基づくものです。市内で事業生産活動等を行いながら、地域や地球環境の維持保全を事業所の重要な理念の一つとし、そのための活動を積極的に取り組み、本協定の趣旨に賛同いただいた事業所等の代表者と藤岡市の代表者である市長が本協定を締結します。

Q 3. 環境保全協定を結ぶメリットありますか。

A 3. 締結した事業所等は、利益優先の事業生産活動ではなく、環境への配慮と社会的責任を自覚している事業所であることを公に示すことができ、もって会社等のイメージアップにつながるほか、社会的信頼を得ることができると考えています。

Q 4. 環境保全協定を締結した場合、有効期限はありますか。

A 4. 事業所が地域社会で活動している限り、継続しますので有効期限はありません。
また締結した代表者が変更になった場合でも本協定書の効力は有効となります。

Q 5. 環境保全協定の更新はありますか。

A 5. 今のところ考えておりませんが、今後様々な環境に関する法令や制度などが大きく変わった場合は、現環境保全協定書を更新や改正をすることがあります。

Q 6. 環境保全協定はどんな内容ですか。

A 6. ⇒ [「新環境保全協定書のひな形」](#) (PDF) を参照